

令和4年8月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和4年8月22日

令和4年8月総会議事録

開 会 期 日	令和4年8月22日(月)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後4時14分 会長(議長) 金子茂雄				
閉議及び宣言者	午後4時38分 会長(議長) 金子茂雄				
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 忘 招 状 況					
1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	欠 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉澤祐一 事務局長 ・村本亮 書記 ・馬場紫野 担当 					

[開会の宣言] 午後4時14分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年8月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、2番・石井利幸委員、3番・小鷹隆石委員を指名いたします。

お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

7月の定例総会後に農地利用状況調査の説明がありましたが、まだまだ暑い日が続きますので、水分補給や休息をとりながら体調には十分気を付けていただき、取り組んでいただければと思います。調査期間も10月25日までと、まだ2ヶ月ありますので、ご協力をお願いします。

以上、報告とさせていただきます。

◎金子会長

ここで、鳩山町農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限）に基づき、■■■■委員の退席を求めます。

[■■■■委員退席]

◎金子会長

■■■■委員の退席を求めた理由であります。次に審議する議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についてですが、本案件の譲受人が鳩山町農業委員■■■■委員でございます。

鳩山町農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限）では、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」となっていることから、■■■■委員に退席をしていただきました。

[日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和4年8月10日受付。

資料番号1、大字竹本 [REDACTED]、地目、田、面積、695 m²。同じく竹本 [REDACTED]、地目、田、面積、184 m²。同じく竹本 [REDACTED]、地目、田、面積、62 m²。譲受人 [REDACTED]。耕作地、513a、労働力、9。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、941 m²。

◎金子会長

この件につきまして、須江・竹本地区担当の金井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金井委員

須江・竹本地区担当の金井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、349 m²の所有農地と50,053 m²の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

譲渡人は農地の受け手を探していたところ、地域の農家を通じて、譲受人へ譲り渡す話がまとまり、本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲渡人は相続で農地を受けましたが、農地の管理が困難となり、担い手を探していたところ、地域の農家の斡旋により、譲受人へ所有権を移転することになりました。

譲受人は、当地区及び大橋、泉井地区などで「ねぎ」を中心とした農業経営を行っている、農業委員 且つ 認定新規就農者として活躍している方でございます。当地区に

においては利用権を設定して耕作をしている農地があり、近接する農地を取得することで合理化を図ることができるものと考えられます。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

議案第1号は農地法第3条申請でございます、農地を農地のまま所有権移転等を行う申請となります。

事業説明については金井農業委員から、また保積推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段の3枚でございます。

申請地は現在、耕作はされておりませんが、本申請の許可後は譲受人がビニールハウスを設置し、ねぎの苗等を育てる計画と聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩 [午後4時23分]

再開 [午後4時24分]

◎金子会長

再開します。

休憩前に退席していた■■■■委員の着席がありますのでご承知願います。

◎金子会長

日程第4で審議された議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について、譲受人である■■■■委員に審議の結果を報告したいと思います。ご異議はございませんか。

[なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

報告いたします。■■■■委員が退席中に審議された、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否については、挙手全員で許可となりました。

◎金子会長

ここで、議案第2号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の恩田委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後4時25分]

再開 [午後4時26分]

◎恩田職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第2号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

[日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎恩田職務代理

日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和4年8月10日受付。

資料番号2、大字小用[REDACTED]、地目、畑、面積、3,515㎡。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

転用目的：太陽光発電施設。

面積合計、畑、3,515㎡。農地区分：農業振興地域外・第2種農地。

◎恩田職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して太陽光発電施設を建設するための申請です。

申請地については、小用地内の[REDACTED]側、[REDACTED]との境に位置する、第2種農地で転用は可能な土地でございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、

今回の農地法第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。以上、補足説明とさせていただきます。

◎恩田職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎中原委員

はい。

◎恩田職務代理

中原委員。

◎中原委員

申請地への資材の搬入路について、14 ページに工事搬入経路が添付されておりますが、現地を確認しましたところ、入口がかなり狭いと思います。許可にあたって条件等は必要ないのでしょうか。

◎恩田職務代理

事務局お願いします。

◎書記

工事車両につきましては、資料13 ページを見ていただくと、県道から入る搬入ルートとなっており、14 ページを見ていただくと、進入路が狭いため、 にある山林を一部通行に使用する計画となっております。農地では無く山林を通る計画でございますので、農地の一時転用等の条件は必要ないと考えております。

◎恩田職務代理

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎恩田職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。これより、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎恩田職務代理

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2は許可相当とすることに決定いたしました。

◎恩田職務代理

議案第2号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。
暫時休憩します。

暫時休憩 [午後4時37分]

再開 [午後4時38分]

◎金子会長

再開します。

[閉会の宣告] 午後4時38分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

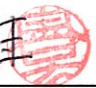
異議なしと認めます。


よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和4年9月26日

会長 金子茂雄 

職務代理 思田政行 

委員 石井利幸 

委員 小鷹隆石 